

滞納処分対策全国会議規約

第1条（名称）

本会は、滞納処分対策全国会議と称する。

第2条（目的）

- 1 滞納処分による取立または差押被害の救済、徴税機関等に対する要請活動、市民に対する啓蒙啓発活動
- 2 滞納処分問題に対応する税理士、弁護士、司法書士等の育成
- 3 その他、立法・行政等に対する必要な具体的運動等

第3条（運動計画）

本会は、以下の活動を行う。

- 1 滞納処分に対する相談、支援及び国家賠償等の訴訟対応。
- 2 滞納処分に関するシンポジウム、研究会、集会の開催
- 3 第2項の課題についてのパンフレット、報告書等の作成、配布
- 4 滞納処分問題に対するマニュアルの作成
- 5 その他、適宜立法、行政等に対する必要な具体的運動

第4条（構成員）

本会の構成員は、

- 1 個人会員（税理士、研究者、弁護士、司法書士、その他本会の目的に賛同する個人）
- 2 団体会員（全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、被害者の会、その他本会の目的に賛同する諸団体）

とする。

第5条（入会）

- 1 本会は、事務局会議の承認のあった者及び団体に限り入会することができる。
- 2 本会に入会しようとする者は、入会申込書（本会会員の2名の推薦が必要、ただし全国クレサラ生活再建問題対策協議会の会員については不要）に会費を添えて事務局会議に提出するものとする。ただし、団体会員の入会申込みはその団体の規約を添付するものとする。

第6条（役員）

本会は、代表1名、副代表1名、事務局長1名、事務局次長1名、会計1名、事務局員若干名を置くこととする。役員は兼任できるものとする。

第7条（任期）

- 1 役員は会員総会で選任される。
- 2 役員の任期は1年とし再任を妨げないものとする。

第8条（意思決定）

- 1(1) 会員総会は出席者の過半数の議決により役員を選任・解任、決算の承認、目的の変更と解散の意思決定を行なう。
- (2) 会員総会は、年1回開催され、代表がこれを招集する。
- 2(1) 事務局会議は、代表、副代表、事務局長及び事務局次長で構成する。
- (2) 事務局会議は、代表により随時招集され、本会の運営、情報交換並びに必要な運動を議決する。

第9条（事務局長らの職務）

事務局長は、全国の会員の名簿の作成、会員間の連絡及び情報の交換を担当し、事務局次長はその補佐をする。

第10条（退会）

会員はいつでも退会することができる。

第11条（除名）

事務局会議は、本会の趣旨・目的に反する行動を行なった会員に対し、退会勧告をし、または除名することができる。

第12条（会計）

本会の会計は、会員からの下記の年会費、任意の寄付金並びに本会発行の各種出版物の販売代金をもって充てる。

記

弁護士、司法書士及び税理士	1口5,000円
個人及び団体会員	1口3,000円

第13条（事務局）

本会の事務局は、仙台市青葉区一番町1丁目17番24号高裁前ビル3階に置く。

第14条（個人情報保護）

本会は、個人情報保護のため、会員名簿並びに役員名簿は外部に公表しないものとする。

第15条（附則）

本規約は、平成29年4月8日の滞納処分対策全国会議結成の総会承認により発効するものとする。

平成29年4月8日発効